

## 丸亀市公共調達基本方針

公共調達（予算に基づき行う工事・役務・物品等の調達をいう。以下同じ。）に関しては、これまでの長引く景気低迷の影響を受け、発注件数の減少などにより過度な価格競争を招き、低価格入札（ダンピング）などによる公共工事の品質低下や労働環境の悪化などが懸念されてきた。そのため、本市では、総合評価落札方式や最低制限価格制度の導入など、入札制度の改善などにより対策を講じてきたところである。

一方、国では、平成 24 年度以降の数次にわたる経済対策の実施により、公共調達の発注件数を増加し、これまで下降を続けてきた公共工事の労務単価が上昇に転じるほか、平成 26 年 6 月には、建設業法や公共工事の品質確保の促進に関する法律などの一部を改正し、平成 27 年 1 月に策定した「発注関係事務の運用に関する指針」の中で、地方に対してもダンピング受注の防止や入札不調・不落への対応、社会資本の維持管理、中長期的な担い手の育成及び確保など、さらなる発注関係事務の適切な運用を求めている。

さらには、東日本大震災からの復興などに向け、公共調達を取り巻く環境は、今後も変化が続くものと予測される。

本市では、こうした公共調達を取り巻く環境が大きく変化している中であっても、引き続き事業者と連携し地域経済の発展や労働環境の改善に向け、安定かつ確実な公共調達の実現を図るため、丸亀市公共調達基本条例第 7 条第 1 項の規定に基づき、以下のとおり基本方針を定めるものである。

### 1 市が取り組むこと

#### (1) 公平性、透明性及び競争性の確保

- ア 一般競争を基本とした公正で透明な入札を実施する。
- イ 国や県、他自治体の動向を常に注視し、適宜・適切に入札制度を改善する。
- ウ 一定の入札契約事務に関して工事担当部署から分離し、一元管理を行う。

#### (2) 品質の確保と環境への配慮

- ア 価格と品質で総合的に優れた調達を推進する。
- イ 公の施設における建築一式工事及びそれに付随する設備工事に関して、総合評価落札方式により実施する。ただし、当該工事以外の工事についての総合評価落札方式の適用を妨げない。
- ウ 工事内容や規模に応じた適切な工期の設定に努める。
- エ 最低制限価格の適切な運用によるダンピング受注の防止及び品質の確保に努める。
- オ 環境配慮に取り組む事業者を評価する仕組みを構築する。
- カ 発注、履行、検収の各過程における状況確認を行う。

(3) 地域経済の発展及び労働環境の向上

- ア 労働環境の整備に配慮した調達を推進する。
- イ 女性、障がい者、若年者を積極雇用する事業者を評価する仕組みを構築する。
- ウ 中小受託事業者（下請負人を含む。）への市内業者の活用を促進する。
- エ 年度間及び年度内の発注の平準化に努める。
- オ 労務単価及び資材価格を的確に反映した予定価格の設定に努める。
- カ 市内業者との積極的な意見・情報交換に努める。

2 事業者を求めること

- (1) 公共調達が市民生活及び地域経済の発展に寄与するものであることに鑑み、事業者には、その社会的責任の自覚を求める。
- (2) 公共調達における社会的価値の向上に努めることを求める。
- (3) 事業活動に伴う環境負荷の低減を求める。
- (4) 労働者の福利厚生を増進にも取り組み働きやすい労働環境の整備を求める。
- (5) 職場における女性の活躍を推進する労働環境の整備を求める。
- (6) 障がい者に対し不当な差別的取扱いをしないことや合理的配慮に努めることを求める。
- (7) 災害の発生その他緊急の場合において、市からの協力要請があったときは、その要請に応じることを求める。